

法第54条に基づく整備命令発令後の取扱いフローチャート

使用停止を命ずる。(出頭しない場合は、命令書を郵送する。所在不名の場合は、公示する。)
この場合において、直ちに、検査証とナンバーを返付すべきことを通告。

